

## 契約保養施設等利用補助について

契約保養施設及び全国全ての宿泊施設を利用した場合に、宿泊代金の補助を行います。

- ・補助対象 組合員とその家族（被保険者に限る）で次の条件に該当する被保険者

◎令和6年3月31日に39歳以下の組合員とその家族（被保険者に限る）  
被保険者全員が補助対象者となります。

◎令和6年3月31日に40歳以上の組合員とその家族（被保険者に限る）  
令和5年度に当組合が実施した①特定健康診査、②一般健康診断（個別）、③一般健康診断（集合）、④人間ドック（脳ドックを含む）を受診された被保険者で、補助金申請（特定健診及び一般健康診断（集合）の40歳以上を除く）をされた方が補助対象者となります。

特定保健指導の該当者で特定保健指導を辞退された方は対象となりません。

◎保険料滞納者は対象外となります。

- ・補助額 組合員（事業主、従業員） 1泊につき3,000円  
家族（被保険者） 1泊につき2,000円

ただし、対象者ごとに実際に支払った額が上記の補助額を超えない場合は、その支払った額が補助額となります。この場合も1泊の利用となります。

- ・利用回数 組合員及び家族（被保険者）1人に付き年度内（令和6年4月1日から令和7年3月31日）3泊までとなります。

- ・補助条件 次の①及び②をどちらかを提出してください。

①宿泊施設が発行した領収書の原本（コピー不可）を添付（留意事項①～④を満たしていること）し、申請書（P49）に必要事項を記入・押印後組合事務所に提出してください。

②領収書に留意事項の①～④が記載されていない場合は、領収書とともに宿泊先の押印のある宿泊証明書（P50）を提出してください。ただし、宿泊施設で宿泊証明書（宿泊者の個人名（フルネーム）等留意事項の①から④を満たしていることが必要）が発行される場合は指定の宿泊証明書に替えることができます。

- ・請求期間 補助金の請求は利用日（領収書の日付）から**2ヶ月以内**です。

**領収書の日付から2ヶ月を経過した場合、補助金の申請は受けられません。**

- ・留意事項 宿泊施設が発行した領収書又は宿泊証明書には、①宿泊した被保険者の全員の氏名（フルネーム）、②利用日、③利用料金、④大人子供の区別の記載が必要です。これらを満たさない領収書は受付できませんので、必ず①～④の事項が記載された宿泊証明書とともに補助金の申請をお願いします。

申請は宿泊施設ごとになります。同一施設で連泊の場合のみ申請書は1枚ですが、別々の宿泊施設をご利用した場合はそれぞれの宿泊施設の領収書及び申請書が必要となります。

なお、提出された領収書及び宿泊証明書はお返ししませんのでご注意ください。

- ・その他 契約保養施設を利用された方も補助金の申請はできます。